

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

国税庁長官 大鹿 行宏



令和 3 年 11 月 24 日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

行政文書の名称	文部科学省 HP の「令和 2 年度法科大学院関係状況調査」に掲載されている「11 修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置」のうち、どの措置が雑所得として課税されているかが分かる文書（最新版）
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため、不開示としました。
担当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線 3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。